

つくばみらい市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和元年10月10日(木) 午後1時30分から午後1時45分

2. 開催場所 つくばみらい市役所谷和原庁舎3階 全員協議会室

3. 出席者

農業委員(10人)

会長	10番	齊藤	常夫
会長職務代理	5番	中山	雅史
委員	1番	海老原	茂
委員	2番	萱橋	敏男
委員	3番	飯泉	秀夫
委員	4番	栗原	哲
委員	6番	前島	守
委員	7番	菊地	典夫
委員	8番	羽田	茂
委員	9番	矢口	剛

農地利用最適化推進委員(10人)

委員	大山	謙吉
委員	飯田	一夫
委員	榎田	実
委員	文隨	靖
委員	中島	一郎
委員	小菅	庄一
委員	吉田	義博
委員	豊島	芳夫
委員	羽田	貞義
委員	飯泉	博

農業委員会事務局職員(3人)

事務局長	岩本	将史
事務局長補佐	石神	正夫

主 査 大久保慎太郎

4. 欠席委員

なし

5. 傍聴者

なし

6. 議案

議案第1号

農地法第5条の規定による権利の設定，移転の許可について

議案第2号

農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）

議案第3号

農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（中間管理事業）

議案第4号

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見聴取について

報告事項

①農地法第4条の規定による市街化区域内農地の転用届出に対する専決処分について

②農地法第5条の規定による市街化区域内農地の転用届出に対する専決処分について

③農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書について

7. 会議の概要

1. 事務局（岩本事務局長）

定刻となりました。ただいまより令和元年10月定例総会を開会致します。

携帯電話等につきましては、電源を切るか、マナーモードにさせていただきますようお願い致します。

それでは、はじめに定例総会の開催にあたりまして、齊藤会長より皆様にご挨拶申し上げます。

1. 議長（齊藤会長）

皆さん、大変お忙しい中ご苦勞様でございます。稲刈りの方は皆さん大体終わったということで、大分収量は落ちている方も多いようですが、一段落かなと思います。

さて、現在進めている全筆調査であります。総会終了後の農地利用最適化推進連絡

会の中で詳細を報告致しますが、対象世帯2, 161名の方に調査票を送りました。一部遅れて発送した方もいますので回答期限が10月25日になっていますが、一部の方は10月末の方もいます。これから皆様方にいろいろ問い合わせ等があるかと思いますが、皆様方から調査の趣旨を説明していただいて、調査のご協力を是非お願いしたいと思っております。

それから今日、農地利用最適化推進連絡会の中で、人・農地プランの実質化ということで研修会を予定しております。今回の全筆調査は、人・農地プランの実質化の一環としてやりますので、研修内容も踏まえて地権者の皆様に対し説明対応をしていただければと思います。

今日の総会は議案4件、報告事項3件となっております。審議案件も少なくなっておりますので、皆さん方の慎重な審議をお願いしまして、簡単ですけどもあいさつといたします。どうぞよろしく申し上げます。

1. 事務局（岩本事務局長）

はい、ありがとうございます。本日の出席委員は、農業委員10名全員出席でございます。また本日、推進委員さんにも10名の出席をいただいております。

委員の出席人数が、定足数に達していますので、会議は成立しております。

それでは、「つくばみらい市農業委員会会議規則」第4条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は齊藤会長にお願いいたします。

1. 議長（齊藤会長）

はい、それでは暫時議事を進めてまいりますので、皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。まず最初に、議事録署名委員の選出でございますが、私議長の方にご一任いただけますでしょうか。

（異議なしの声）

ありがとうございます。異議なしの声がございましたので、早速指名させていただきますと思います。

6番前島委員、7番菊地委員2名の方に議事録署名委員を選任したいと思いますので、よろしくお願いいたします。書記は、事務局でお願いします。

それでは早速議事に入ります。議案第1号「農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について」を議題といたします。事務局、説明をお願いします。

1. 事務局（大久保主査）

議案第1号「農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について」をご説明いたします。今月の農地法第5条の規定による転用許可申請は2件となっております。1ページをご覧ください。

受付番号1番、申請理由は自己住宅建築のための売買となっております。申請地は、**■**字**■**番**■**，地目は登記，現況とも畑，面積は303㎡，**■**字**■**番**■**，地目は登記，現況とも畑，面積は163㎡，合計2筆466㎡でございます。

続きまして受付番号2番、申請理由は資材置場のための賃貸借となっております。申請地は、**■**字**■**番**■**の一部，地目は登記現況とも畑，面積は161.77㎡でございます。令和2年5月31日までの一時転用となっております。

本申請は、平成29年8月4日に、同一地番の一部で、携帯電話無線基地局の設置のため、制限除外の農地の移動届を受理し、平成30年9月10日付けで農地法第5条の一時転用許可を受けておりましたが、工事に使用する部品の入荷の目途が立たない状況となってしまったため、一時転用期間が過ぎてしまい、再度申請されたものです。以上です。

1. 議長（齊藤会長）

はいそれでは、現地確認及び書類審査の結果を報告いただきたいと思います。5番中山職務代理報告をお願いします。

1. 中山職務代理

はい報告します。10月3日に行った書類審査、現地調査結果について報告いたします。メンバーは齊藤会長、萱橋委員、菊地委員、私、事務局より岩本局長、大久保主査計6名で行いました。受付番号1番、地図は2ページになります。

申請地の農地区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため1種農地と判断いたします。申請者は、申請地2筆466㎡を利用し、自己住宅を建築する計画となっております。関係法令との調整も行っており、自己住宅を建築するための許可要件を満たしていると考えます。

続きまして受付番号2番、地図は3ページになります。申請地の農地区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため1種農地と判断いたします。

申請者は、携帯電話無線基地局工事のため、申請地161.77㎡を利用し、鉄塔部品一式、仮設事務所等を置き、作業用・従業員用車両等を駐車する計画で、令和2年5月31日までの一時転用となっております。事業計画に関する書面、事業経歴書等により、資材置場としての許可要件を満たしていると考えます。各委員のご審議をお願いい

たします。以上です。

1. 議 長（齊藤会長）

はい、現地確認及び書類審査の報告が終わりましたのでこれより審議いたします。議案第1号受付番号1番についてご質問のある方の挙手をお願いします。

（挙手あり）

1. 議 長（齊藤会長）

はい、飯泉委員

1. 飯泉委員

3番飯泉委員です。ここの土地の土地改良区の意見書なのですが、普通に考えますと排水を落とすとか、そういう案件で改良区の意見ということが考えられるのですが、ここの地域がどういう案件から改良区の意見が必要になったのでしょうか。説明お願いできればと思います。

1. 議 長（齊藤会長）

はい、事務局説明をお願いします。

1. 事務局（大久保主査）

はい、申請地の一団も福岡堰土地改良区のエリアになっており、雨水等も最後は土地改良区の水路に流れるということで、意見書、施設使用承認書が必要になります。

1. 議 長（齊藤会長）

はい、飯泉委員

1. 飯泉委員

ここについて農業集落排水用の下水管が入ってますよね。そちらに落とすのではなくて、水路に落としていくという形なんですね。

1. 議 長（齊藤会長）

はい、事務局説明をお願いします。

1. 事務局（大久保主査）

はい、雨水は基本的には敷地内浸透で計画されておりますが、オーバーフロー分につきましては、土地改良区が管理している水路に流すということの申請になっております。下水については農業集落排水に放流する計画になっております。以上です。

1. 議 長（齊藤会長）

はい、よろしいですか。

1. 飯泉委員

はい。

1. 議 長（齊藤会長）

その他ございますか。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので受付番号2番についてご質問のある方の挙手をお願いします。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので採決いたします。

議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

1. 議 長（齊藤会長）

ありがとうございます。全員賛成により議案第1号は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

1. 議 長（齊藤会長）

続いて議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

1. 事務局（石神補佐）

はい、それではご説明いたします。議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）」をこちらにつきまして

は、4ページの農用地利用集積計画総括表の中からご説明いたします。

まず新規案件といたしまして、田が7筆の30,066㎡、畑が6筆の14,453㎡、合計13筆の44,519㎡です。

次に更新の部では、田が5筆で、15,239㎡、畑はございません。合計5筆の15,239㎡となります。

合計では、田が12筆の45,305㎡、畑が6筆の14,453㎡、合計18筆の59,758㎡となります。貸し手が8人で、借り手が5人となります。権利の設定開始は、令和元年11月1日からとなります。詳細につきましては、5ページとなります。以上です。

1. 議長（齊藤会長）

はい、事務局説明が終わりましたのでこれより審議いたします。本議題は一括して審議を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

議案第2号についてご質問のある方の挙手を求めます。

（挙手なし）

1. 議長（齊藤会長）

ないようですので採決いたします。

議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

1. 議長（齊藤会長）

はい、ありがとうございます。全員賛成により、議案第2号は原案のとおり許可することに決定しました。

1. 議長（齊藤会長）

つづいて議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（中間管理事業）」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

1. 事務局（石神局長補佐）

はい、それではご説明いたします。議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（中間管理事業）」こちらにつきましても6ページの農用地利用集積計画総括表の中からご説明いたします。

こちら新規案件のみとなります。田が4筆の、16,939㎡、畑が5筆の、14,196㎡、合計9筆の、31,135㎡です。貸し手が4人、借り手が1団体となります。権利の設定開始は、令和元年12月1日からとなります。詳細につきましては7ページとなります。以上です。

1. 議長（齊藤会長）

はい、それでは議案第3号についても一括して審議を進めてまいります。議案第3号についてご質問のある方の挙手を求めます。

（挙手なし）

1. 議長（齊藤会長）

ないようですので採決いたします。

議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

1. 議長（齊藤会長）

はい、ありがとうございます。全員賛成により、議案第3号は原案のとおり決定いたしました。

1. 議長（齊藤会長）

つづいて議案第4号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見聴取について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

1. 事務局（石神局長補佐）

はい、ご説明します。議案第4号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見聴取について」こちらにつきましても8ページの農用地利用配分計画案総括表の中からご説明いたします。

新規案件のみとなります。田が4筆の、16,939㎡、畑が5筆の、14,196㎡、合計9筆の31,135㎡です。貸し手が4人、借り手が3人となります。

権利の設定開始は、令和元年12月1日からとなっております。こちらの方は、市から意見を求められているものでございます。詳細につきましては、9ページをご参照く

ださい。以上です。

1. 議 長（齊藤会長）

はい、それでは議案第4号について一括して審議を進めます。第4号についてご質問のある方の挙手を求めます。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので採決いたします。

議案第4号について、承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

1. 議 長（齊藤会長）

はい、ありがとうございます。全員賛成により議案第4号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

1. 議 長（齊藤会長）

議案は以上であります。続いて報告事項に入ります。報告事項3件一括して事務局より報告をお願いします。

1. 事務局（岩本局長）

はい、それでは報告事項 ①「農地法第4条の規定による市街化区域内農地の転用届出に対する専決処分について」を報告いたします。10ページになります。

今回、専決処分したものは2件です。小絹地区の隣接した土地で、建売住宅建設のためのものです。

続きまして、報告事項 ②「農地法第5条の規定による市街化区域内農地の転用届出に対する専決処分について」を報告いたします。11ページになります。今回、専決処分したものは3件で、みらい平地区の自己住宅建設のための売買となります。

続きまして、報告事項③「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書について」をご報告します。議案書は12ページになります。今回の合意解約は3件で、解約の理由は耕作者の変更ためのものとなります。報告案件は以上です。

1. 議 長（齊藤会長）

はい、以上で本日予定しました議題全て終了しましたので、本総会を閉会いたします。